

福岡市城南区選挙管理委員会

令和4年7月7日(木)

午後6時00分から

1 議 題

(1) 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定 (議案第43号)  
について

(2) 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決 (議案第44号)  
定について

2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について

令和4年7月10日(日) 午前10時00分から

※午後8時30分に開票所参集

令和4年7月20日(水) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第 43 号

参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、城南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあつた次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)  
(開票立会人)

第 62 条

- 2 届出のあつた者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。
- 4 届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときは、第 2 項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、開票立会人となることができない。

議題 (2)  
議案第 44 号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、城南区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあつた次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(開票立会人)

第 62 条

- 2 届出のあつた者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。